

調達年度：令和6年度

調達案件名：一般社団法人わかやま森林と緑の公社 社用車

質問・回答日	区 分	内 容
令和7年1月31日	質問事項	仕様書1「その他」欄の4行目 現有車両は「協議のうえ永久抹消」となっているが、下取りを行う場合は「一時抹消」となるが、よいか。
令和7年1月31日	回 答	○ 下取りの場合は「一時抹消」でよい。 ○ 入札公告等を次のとおり修正する。 1. 入札公告の1の(7)及び入札説明書の記2の(7) 現行：現有車両の永久抹消期限 修正：現有車両の抹消登録期限 2. 入札説明書の記5の(1)の4行目から5行目 現行：現有車両の永久抹消に要する一切の経費 修正：現有車両の抹消登録(基本は永久抹消、下取りの場合は一時的抹消)に要する一切の経費 3. 仕様書1(社用車購入)の7の4行目中 現行：当社と協議のうえ永久抹消とし、検査記録事項等証明書の原本を提出する等、各指示に従うこと。 修正：当社と協議のうえ抹消登録(基本は永久抹消、下取りのは一時的抹消)とし、検査記録事項等証明書の原本を提出する等、各指示に従うこと。